

# 社会保険 にいがた

一般財団法人新潟県社会保険協会

2019.6 / NO.874

職場内で  
回覧しましょう



## Contents

- 保険料納入告知額・領収済額通知書の送付方法の変更について
- 算定基礎届の提出について
- 定期健康診断結果データのご提供をお願いいたします!
- 「健康宣言」「けんこう職場おすすめプラン」エントリー事業所様募集中!
- 〈今月の健康情報〉脱水・熱中症に注意しましょう! (第1回)
- 会員事業所見学ツアーのご案内
- 「海の家」割引利用券を発行します ————— など

## from 新潟 & made in 新潟 探訪 にいがたを見つめる旅

6月下旬から7月にかけて見頃を迎える、護摩堂山のあじさい。漢字で書くと紫陽花、俳句の季語では四葩よひらや七変化しちへんげといった独特の言葉もありますが、赤紫や青紫の花は開花から時間を経るごとに色素によって色が変化していき、それとは別に土壌にアルミニウムの成分が加わることで青色へと変わる特徴もまた七変化と呼ばれる所

以かもしれません。護摩堂山の山頂にある「あじさい園」には、開花時期になると約3万株が、山の斜面を埋めるかのように色とりどりに咲き乱れ、たくさんのお客さまを楽しませています。登山口からのアップダウンは比較的少なめで、40分程度で登ることができ、山頂にある「あじさい茶屋」の名物としてんも好評のようです。護摩堂

## 護摩堂山のあじさい(田上町)



山には、かつて頂上付近に護摩堂城があり、上杉謙信の実父である長尾為景が戦った永正の乱では、三条城とともに重要拠点として死守されたといわれています。あじさいの山として知られるようになったのは、それほど昔のことではありません。昭和40年代の後半より、斜面の整備を委任されていた長谷川誠吾氏が、花の名所を作るという夢を持ってあじさいの育成を一人で始めました。その様子を新聞記事で見た、田上町出身でオリンピックのマラソンコーチでもあった佐藤秀三郎氏が、多数の苗木の寄贈を申し出します。これを契機に町ぐるみで本格的な移植が始まり、現在では「あじさいまつり」が毎年開催される名所となりました。

※取材に基づく一説です。



## 会員事業所 インタビュー Vol.2



南波 秀憲 様 (株式会社リンコーコーポレーション取締役社長)

### 健康のために行なっていることは?

健康は自分で作るものですので、毎日意識して8,000歩～10,000歩を歩き、パソコンにも記録しています。又、この季節の日曜日には、ソフトボールの練習にも参加しています。

【株式会社リンコーコーポレーション】

〒950-8540  
新潟市中央区万代  
5丁目11番30号

### 御社のお仕事は?

弊社は、明治38年の創業以来、信頼される企業集団をめざし、地域社会とともに歩んで参りました。開港150周年を迎えた新潟港を拠点に総合物流企業としてさらなる飛躍をめざします。



## 保険料納入告知額・領収済額通知書の送付方法の変更について

口座振替で保険料を納入いただいている事業所様への毎月の通知書が、平成31年4月送付分(平成31年3月分保険料)より、各県での発送から日本年金機構本部からの一括発送に変更となりました。そのため、従前と比べ事業所様への通知書の到着にお時間を要しております。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

## 算定基礎届の提出について



事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在在職している全ての被保険者(社会保険に加入している従業員)の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」をご提出いただいております。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間(9月から翌年8月まで)固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

### 算定基礎届の基礎となる月と決定対象月

決定対象月(4、5、6月)に支払われた報酬を届書に記入

7月1日(月)から**7月10日(水)**までに**日本年金機構新潟事務センター**へ郵送により提出



### 対象者

7月1日現在の全被保険者です。  
ただし、以下いずれかに該当する方は除きます。

- ① 6月1日以降に被保険者になった方
- ② 6月30日以前に被保険者資格を喪失した方
- ③ 7月改定の月額変更該当者(別途、「月額変更届」の提出が必要です。)

なお、8月改定または9月改定の月額変更該当者が見込まれる方も除きます。ただし、8月改定または9月改定の月額変更の要件に該当しなくなった場合は、速やかに算定基礎届のご提出が必要となります。

※健康保険組合管掌の事業所は、従前どおりの取扱いとなります。

### 支払基礎日数

決定対象月(4、5、6月)の報酬の計算基礎となる日数のことをいいます。

#### 月給者

出勤日数に関わらず暦の日数となります

#### 日給者及び時給者

出勤日数となります

被保険者区分及び届書ごとの支払基礎日数(報酬の計算対象)

	一般被保険者	パートタイマー・アルバイト等	特定適用事業所・国又は地方公共団体等に勤務する 短時間労働者
算定基礎届	17日以上	17日以上 <small>※すべての月の支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上の日が対象</small>	11日以上
月額変更届	17日以上	17日以上	11日以上

## 届出の報酬

4、5、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の総支給額で、金銭・現物を問わず、事業主が労務の対償として支給する全てのもので、現物で支給されるものについては、標準価額による金銭に換算して計算します。ただし、食事の標準価額の3分の2以上を本人が負担している場合は報酬に含みません。

報酬になるもの(例)	金 銭	● 基本給(月給・日給・時給)	現 物	● 食事(平成31年度4月1日改定あり)
		● 諸手当(残業手当・通勤手当・住宅手当・家族手当・役付手当・皆勤手当等)		● 社宅・寮
		● 賞与(年4回以上支給のもの)		● 衣服(勤務服でないもの)
				● 通勤定期券・ガソリン ● 自社製品

新潟県の現物給与の標準価額(平成31年4月1日改定) ※赤字は本年度改定箇所です。

食 事								住 宅	その他
1日当たり				1か月当たり				量1量	時 価
朝	昼	夜	三食	朝	昼	夜	三食		
170円	240円	270円	680円	5,100円	7,200円	8,100円	20,400円	1か月 1,280円	

## 算定基礎届の留意事項について

- 支給月、支払基礎日数は、4月、5月、6月の各月に受けた報酬の支払の基礎となった日数を、それぞれの該当月に記入してください。  
※誤って給与支給日を記入している例が多くあります。
- 報酬月額欄は、4月、5月、6月の各月に通貨及び現物で支払われた報酬を記入し、合計額を記入してください。ただし、支払基礎日数17日未満(4分の3以上勤務者(パート)の場合は15日未満、短時間労働者の場合は11日未満)の月は合計額を記入せず横線を引いてください。
- 総計欄は、支払基礎日数が17日以上(4分の3以上勤務者(パート)の場合は、すべての支払い基礎日数が17日未満の場合は15日以上)の月の報酬の総計を記入してください。なお、短時間労働者の場合は支払基礎日数が11日以上(4分の3以上勤務者(パート)の場合は、すべての支払い基礎日数が11日未満)の月の報酬の総計を記入してください。
- 備考には、「70歳以上被用者算定」、「二以上勤務」、「月額変更予定」、「途中入社」、「病休・育休・休職等」、「短時間労働者」、「パート」等の場合○で囲んでください。
- 算定基礎届をご提出いただく際には、「算定基礎届(総括表)」も必ず同時に提出をお願いします。

## …70歳以上で勤務されている方へ…

在職中の給与に応じた老齢厚生年金の支給停止(在職老齢年金)は、厚生年金の被保険者とならない70歳以上の在職者にも適用されます!



### 対 象 者

- ①過去に厚生年金の被保険者期間がある方
- ②常時使用される(適用除外に該当しない)70歳以上の方

### 必要な届書・申請書

事業主からのお届けとなります

- 70歳到達届(厚生年金保険被保険者資格喪失届/厚生年金保険70歳以上被用者該当届)
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届 厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届 厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届

※70歳到達日(誕生日の前日)において、従前と同じ標準報酬月額(相当額)で引き続き雇用となる場合は、日本年金機構において処理を行いますので、お届けは不要です。

この規定は従来、昭和12年4月2日以降生まれの方が対象でしたが、被用者年金一元化が施行されたことに伴い、平成27年10月から昭和12年4月1日以前生まれの方にも適用されるようになっていきます。

協会けんぽ加入事業所の事業主様・事務担当者の皆様へ



# 定期健康診断結果データのご提供 をお願いいたします!



## どんな人の健診結果を提供するの?

協会けんぽにご加入で、①と②のどちらにもあてはまる方です。

- ①40歳以上75歳未満の加入者
- ②協会けんぽが健診費用を補助する「生活習慣病予防健診」は利用せず、労働安全衛生法の定期健康診断を受診されている方



## 健康診断の結果を協会けんぽへ提供することは問題ないの?

事業主様が当協会に、健康診断の結果を提供することは、法律(高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項及び第3項)で規定されていますので、個人情報と本人の承諾なしに提供した責任は問われません。



## 提供された健診結果を協会けんぽでどのように利用するの?

ご提供いただきました健診結果データの利用方法は、次の2つに限ります。

- ①受診者自身の今後の健診・治療及び保健指導・健康相談を受ける時
- ②特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する時



## 健診結果を提供するメリットはあるの?

ご提供いただくことでのメリットは2つあります。

- ①健診結果に応じて、従業員様へ協会けんぽの保健師・管理栄養士による特定保健指導を無料で実施します。
- ②健診の実施率(ご提供いただいた健診結果+生活習慣病予防健診)を上げることで、健康保険料率の上昇を抑制することができます。(インセンティブ制度)



## どのように健診結果を提供するの?

お手数をおかけいたしますが、下記「同意書」に必要事項をご記入いただき、協会けんぽ新潟支部まで郵送でのご提出をお願い致します。



※同意書を提出いただくことにより、健診機関より直接電子ファイルが協会けんぽへ提出されますので、事業主様の事務負担はありません。

お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【保健グループ】 TEL.025-242-0264

コピーしてお使いください

## 《 同 意 書 》

労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項及び第3項の規定に基づき、健診結果を提供することに同意します。

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名				(印)
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)				
担当者名	電話番号			
受診健診機関	健診実施月	月		

※既に協会けんぽへ同意書をご提出いただいている場合は、特段の申し出がない限り次年度以降も引き続き効力を有しますので、再度ご提出いただく必要はございません。ただし、受診する健診機関を変更した場合は、再度ご提出願います。  
 ※当協会にご提供いただきました健診結果につきましては、個人情報保護法、全国健康保険協会個人情報管理規程等その他関係法令に基づき、漏えい防止等の適切な管理を行っています。



# 「健康宣言」「けんこう職場おすすめプラン」 エントリー事業所様募集中!

健康経営®宣言サポート企画

「健康宣言」「けんこう職場おすすめプラン」は職場での健康づくり、「健康経営®」を実践する事業所様をサポートする企画です。おかげさまで多くの事業所様からエントリーをいただいております!また、「健康経営優良法人の認定を目指します!」と新たにお問い合わせいただいている事業所様も増えています。



ご存知ですか? 実は、  
このようなデータがあるんです。

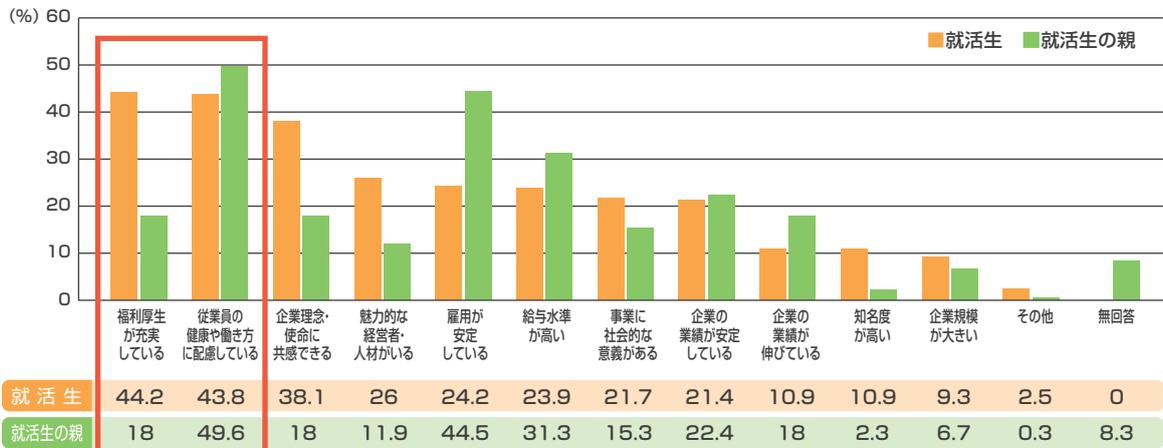


えっ?!  
知らなかった!

## 求職者が就職先に希望すること

(引用:経済産業省 平成28年度調査の結果より)

(就活生) 将来、どのような企業に就職したいですか? (親) どのような企業に就職させたいですか? (複数回答)



上記の調査結果によると、就活生やその親について、生産性の維持・向上や、病気やケガによる従業員の欠勤・退職を防ぐため「従業員の健康づくり」に取り組んでいる企業、いわゆる「ホワイト企業」に魅力を感じていることがわかります。

社員の健康に配慮した対策を行うことが、安全・安心の職場環境を作る第一歩。  
人材不足、社員の高齢化が進む今だからこそ社員の健康を会社が考え、取り組むときです!  
**まだエントリーをされていない事業所様、迷われている事業所様は今がチャンス!**

＼令和元年7月以降、任意で選択できます!／ **参加料無料**

①導入コース ②顕彰制度チャレンジコース …3か月間の実施

③高血圧予防・改善コース …5か月間の実施 (③は新潟市内の事業所様限定)



「ワークライフバランス」の向上を目指し  
「健康経営®」に取り組みましょう!

皆様からのご応募をお待ちしております!

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標

詳しくは5月号の「社会保険にいがた」をご覧ください!

お問い合わせ先 協会けんぽ新潟支部【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!



今月の  
健康情報

# 脱水・熱中症に注意しましょう!

第1回

夏本番を前に、じっとりとした湿気とともに気温もぐんぐんと上昇する6月。体が暑さに十分対応できていないこの時期から夏に向けて、特に注意したいのが「熱中症」です。厚生労働省では、5月より「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の浸透を呼びかけています。今回から2回にわたり、熱中症に関する情報をご紹介します。

## 熱中症の基本を確認してみよう

### 熱中症とは?

熱中症とは、高温多湿な環境で長時間過ごすことにより、次第に体の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体に熱がこもってしまう状態になること。

### 熱中症になりやすい人は?

- 高齢者や子供など、暑さを感じにくく、調整ができない人
- 屋外で働く人 ● キッチンで火を使う人
- スポーツをする人 ● 暑さに慣れていない人 ● 体調不良の人

### 熱中症になりやすいのはどんな時?

- 高温(30度以上になると特に危険) 湿気、通気が悪い
- 体調がよくない、睡眠不足の時 ● 急に暑くなった日
- 水分をまめにとっていない ● 炎天下で運動をしているとき

### 熱中症が疑われる症状

- 大量の発汗 ● 生あくび
- めまい、立ちくらみ
- 筋肉痛、手足のしびれや筋肉のこむら返り
- 気分が悪い

軽度

- 汗が出なくなり、体温が上昇する
- 頭痛、吐き気、嘔吐
- 倦怠感、虚脱感
- 意識が遠のく(集中力や判断力の低下)

中等度

- 体温がさらに上昇し体が熱い
- けいれんや呼びかけに応じない意識障害や昏睡などが起こる
- 内臓の障害が起こり、命にかかわる状態になる

重症化

重症化を防ぐには「もしかして熱中症かも?」と疑った時の早めの対応が大切です。重症化していなくても、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

## 熱中症の重症化を防ぐには、早めの対応が大切!



まず確認!

1. 意識があるか?
2. 水分を摂れるか?

意識がしっかりあり、水分の摂取もできるようなら、応急手当で回復が見込めます。意識がぼんやりしていたり、動けず、水分を摂れない状況であれば、迷わず救急車を要請し、救急車を待つ間、応急手当を行います。

### 熱中症の応急処置

日差しを避けて涼しい場所に運び、衣類を緩めて安静にさせる

エアコンをつけたり、うちわや扇風機などで風を送り、冷やす

太い血管の通っている首やわきの下、太ももの付け根を冷やす

水分(できれば経口補水液やスポーツドリンク)を少しずつ何度も飲ませる

次回(7月号)は対策面についてご紹介します。



協会けんぽ新潟支部メールマガジン

## 「ときメール」配信登録受付中!

登録料無料!!

毎月1回  
(10日頃) 配信!

パソコンから!



スマートフォンから!



# 7月の出張年金相談のご案内



年金のご相談は予約制となります。ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

主催年金事務所(予約先TEL)	会 場	相談日時(予約可能な相談時間)
新潟東 (025-283-1014)※予約専用	五 泉 市 福 社 会 館	18日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿 賀 町 役 場 本 庁	24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
新潟西 (025-225-3008)	佐渡市にお住まいの方は <b>「テレビ電話相談」</b> も実施しております	
	個室でプライバシーに配慮しています!    むずかしい操作は一切ありません! お好きな日・時間に予約ができます!    対面相談と同じ相談が可能です!	
	会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)	
	あ い ぼ ー と 佐 渡	11日(木) 12:00~14:30 (12:00~14:00)
	羽茂農村環境改善センター	25日(木) 12:30~14:30 (12:30~14:00)
長 岡 (0258-88-0006)	小 千 谷 市 民 会 館	10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	小出ボランティアセンター	26日(金) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
上 越 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
		24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
	柿 崎 商 工 会	17日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
新発田 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿賀野市水原総合体育館	17日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
六日町 (025-716-0802)	十日町地域地場産業 振興センター(クロス10)	11日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		25日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)

- 年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。(年金のお手続きをする場合は、本人の印鑑も必要となります。)

どなたでもご参加いただけます!

## 社会保険事務講習会 7月開催のご案内

参加料不要

社会保険の各種事務手続き等について、分かりやすくご説明します。

主に社会保険事務の基本を確認したい方を対象とした内容ですが、どなたでもご参加いただけます。

【講習内容】厚生年金保険・健康保険の仕組みと事務手続き について

..... 講師/全国健康保険協会新潟支部職員、日本年金機構年金事務所職員

開 催 日	開催時間	会 場	所 在 地	定 員
7月 3日(水)	午後 1時30分 ~ 午後 4時00分	新発田市カルチャーセンター(2F視聴覚室)	新発田市本町4-16-83	42名
7月10日(水)		まちなかキャンパス長岡(301会議室)	長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階	70名
7月17日(水)		南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室)	南魚沼市坂戸399-1	60名
7月18日(木)		燕三条地場産業振興センターメッセピア(3F中会議室)	三条市須頃1-17	42名
7月23日(火)		柏崎エネルギーホール(2F会議室2)	柏崎市駅前2-2-30	30名
7月24日(水)		上越市市民プラザ(第4会議室)	上越市土橋1914-3	50名
7月25日(木)		クロスバりにいがた(403・404講座室)	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名

※「クロスバりにいがた」及び「柏崎エネルギーホール」会場は駐車場が少ないため、また「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

### 申込方法

参加される会場名、開催日、事業所名、電話番号、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 | FAX.025-290-3201 TEL.025-240-5337

お知らせ

# 会員事業所見学ツアーのご案内

見学先／**明星セメント株式会社 糸魚川工場**

糸魚川市上刈7-1-1

開催日／2019年9月8日(日) 募集定員／40名

申込方法等詳しくは「社会保険にいがた7月号」でご案内します。

## 「海の家」割引利用券を発行します

- ご利用できる方** 社会保険協会会員事業所にお勤めの方とそのご家族
- 割引内容** 割引利用券1枚につき**300円割引**(1枚につき一人割引)
- ご利用期間** **2019年8月31日**まで ※開設期間内であっても9月以降はご利用できません

ご利用いただける施設

関屋浜海水浴場	シーポイントニイガタ	石地海水浴場	ココ・パームスー等茶屋
	浜茶屋こがねや		さかえ茶屋
	海の家 幸楽		
野積海水浴場	まつや	番神海水浴場	ブルー・マリーン
藤塚浜海水浴場	新発田市藤塚浜茶屋出店組合員浜茶屋全店	たにはま海水浴場	レッド・アンカー
			谷浜観光協会会員浜茶屋全店

申し込み方法

下記の申込書と切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、郵送によりお申し込みください。

※申込されてからお手元に割引利用券が届くまで日数を要する場合があります。  
また、予定数に達した場合には締め切りとさせていただきますのでご了承ください。  
※「協会費」の納入をご確認のうえお申し込みください。

申し込み先

**新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部・上越支部・柏崎支部の方**

〒950-0087  
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F  
一般財団法人 新潟県社会保険協会 宛  
TEL 025-290-3200

**長岡支部・六日町支部の方**

〒940-0061  
長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601  
一般財団法人 新潟県社会保険協会中越地区事務センター 宛  
TEL 0258-31-8090

コピーしてお使いください

2019年度

### 「海の家」割引利用券 申込書

該当する支部名を○で囲んでください。	申込希望枚数
新潟東・新潟西・三 条・新発田・長 岡・六日町・上 越・柏 崎	枚

申込日 2019年 月 日 事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_